

令和元年度第2回宮城県民間資金等活用事業検討委員会 議事録

1 日 時 令和元年10月28日(月)午後2時30分～5時10分

2 場 所 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

3 出席委員 7名(欠席1名:田邊信之委員)

4 出席者(敬称略)

(委員長)

増田 聡 東北大学大学院経済学研究科教授

(副委員長)

今西 肇 東北工業大学名誉教授

(委員)

江口 哲郎 宮城県総務部長

大泉 裕一 公認会計士・税理士

佐々木 雅康 弁護士

(臨時委員)

<下水道分野>

大村 達夫 東北大学未来科学技術共同研究センター教授

<水道分野>

佐藤 裕弥 早稲田大学研究院准教授

早稲田大学総合研究機構水循環システム研究所主任研究員

(事務局)

田代 浩次 企業局水道経営課 課長

大沼 伸 同 技術副参事兼課長補佐(総括担当)

千葉 隆史 同 技術補佐(総括担当)

臼井 徹 同 技術補佐(総括担当)

稲村 武彦 同 技術主幹(水道経営改革推進班長)

佐藤 正俊 同 主任主査(副班長)

二藤部 賢司 同 主任主査

佐藤 洋生 総務部行政経営推進課 参事兼課長

槻田 典彦 同 副参事兼課長補佐(総括担当)

篠野 一浩 同 課長補佐(行政経営システム班長)

木村 敦子 同 主査

(事業アドバイザー)

伊丹 亮資 有限責任あずさ監査法人 パートナー
若月 彦希 同 マネジャー

【1. 開会】

●司会 (行政経営推進課 旗野班長)

令和元年度第2回宮城県民間資金等活用事業検討委員会を開催いたします。

初めに、会議の成立について御報告させていただきます。本委員会は、8名の委員で構成されておりますが、本日、現在6名の皆様に御出席いただいております。民間資金等活用事業検討委員会条例第5条第2項の規定により、本日の会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

宮城大学事業構想学群教授、田邊信之委員は本日御都合により欠席されています。

本委員会においては、県の情報公開条例第19条の規定に基づき、平成30年度第1回委員会において、第2回目以降の会議は非公開とすると決定しています。

それでは、開会に当たりまして、増田委員長より御挨拶を頂戴したいと思います。増田委員長、よろしく申し上げます。

●増田委員長

今年度第2回の委員会の開催となります。前回まで実施方針(素案)の検討をしてきたわけですが、その「素」が取れて、この委員会での議論を経て「(案)」に変わるということになります。

さらに要求水準やモニタリングの方法、それから実際の事業の実施に関わる細目の部分の検討に立ち入ることになります。

一方で、後ほどお話があると思いますが、600件を超えるパブリックコメントが、この事業について出されています。プラス・マイナス両面を含めて、色々な御意見が県民の皆さん、又は事業者や市町村から上がっていると思います。着実に事業の検討を進めていきたいと思っていますので、是非委員の皆様には御協力をお願いします。

●司会 (行政経営推進課 旗野班長)

増田委員長、ありがとうございました。

これから議事に入りますが、本日の委員会の議事は非公開で審議されることとなっております。

報道機関の方々は、ここで御退出をお願いいたします。

(報道機関, 退出) (大村臨時委員到着)

それでは、以後の議事の進行につきましては、増田委員長にお願いしたいと思います。

では、増田委員長、よろしく申し上げます。

【意見書について】

●増田委員長

それでは、本日の会議を始めたいと思います。

初めに委員の皆様には別途お配りしていると思いますが、先日「命の水を守る市民ネットワーク・みやぎ」という市民団体の皆様から意見書が提出されております。パブリックコメントと関係するものではあ

りますが、その状況について事務局から説明をお願いします。

●行政経営推進課 佐藤課長

それでは事務局から御報告をさせていただきます。

「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）実施方針策定に係る意見書」ということで、「命の水を守る市民ネットワーク・みやぎ」という団体から、当委員会に意見書を提出したいという要望が事務局にございまして、先週10月23日に事務局において意見書を受領したところがございます。皆様には事前にお配りして、あるいはメールで送付させていただいております。

お手元の意見書を1枚おめくりください。今回の意見書の中で意見は3点ございます。まず、その3点のそれぞれの意見に対する当委員会の考え方・スタンスについて、事務局から事務局案を御説明申し上げます。

1番目「県民への情報公開や説明がまだまだ全く不十分なままで、貴委員会で「実施方針」を決定することは民意を反映しないものです。」ということで、ページの後ろの方に、昨日投票が行われました宮城県議会議員選挙立候補予定者へこの団体が行ったアンケート結果が添付されてございます。

今年2月に開催されました第1回委員会、当時の委員から、徹底した情報公開と合意形成等について御意見があったところがございます。事業担当課におきましては、こういった御意見を踏まえて、説明会、出前講座など、あらゆる機会を捉えて、県民への説明に努めてきたところがございます。

当委員会は、実施方針の策定、特定事業の選定、民間事業者の選定に関する重要事項を調査審議する機関という位置付けでございまして、これら調査審議を取りまとめまして、執行部、県側に対して答申を行う機関でございます。

当委員会の答申を踏まえた施策の実施に当たりましては、執行部、県側において、県民の理解を得て進められていくものでありまして、県民へのわかりやすい情報提供については、最大限の努力を執行部側に求めたいということで、委員会のスタンスとしてはいかがかと考えてございます。

2番目「県議会での熟議が全く不十分なまま、11月議会で「実施方針条例」を議決することを貴委員会は許容すべきではないと考えます。」という意見でございます。

この意見に対しましては、実施方針条例案の県議会の提案時期については、執行部が判断すべきものであると考えているとのスタンスでいかがかと考えてございます。

3番目「貴委員会では第1回委員会において、委員会を原則として非公開とすることを決定していますが、基本は公開すべきものと考えます。」という意見でございます。

今年2月に開催いたしました第1回委員会において、第2回目以降の委員会については、本事業の意思形成過程や民間事業者のノウハウに関する情報等を取り扱うこととなり、民間事業者の事業活動に影響を及ぼす可能性があること、民間事業者の選定に当たり、選定の公正性、円滑な執行に支障が生じる可能性があることから、原則として非公開とすると決定したところがございます。

その結果第2回、そして、今回も非公開で審議を行わせていただいております。今後の調査審議事項としては、本日の実施方針（案）の策定、それから特定事業の選定、民間事業者の選定ということが予定されております。今後も引き続き意思形成過程、それから民間事業者のノウハウに関する情報等を取り扱うことになるため、第1回委員会での決定のとおり、非公開として会議を運営していく必要があるということで、当委員会のスタンスとしていかがかと考えてございます。

以上、意見書の意見に対する当委員会の考え方・スタンスについて事務局としての案を説明させていただきました。

なお、今回の意見書提出については、この団体のフェイスブックに掲載されておりますので、併せて御報告させていただきます。

以上の事務局からの御説明、御報告に対しまして、皆様からも御意見をいただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

●増田委員長

ありがとうございます。委員の皆様から質問や意見等あれば賜りたいと思います。

●今西副委員長

1番目の意見にあった「民意を反映しないものです」という内容でございますが、実際には、県民全体の本事業に対する関心がどの程度あるのかがよくわかりません。

600件を超えるパブリックコメントでの意見が出てきて、反対の意見や、賛成の意見もあったと思いますが、県民の人たちがどの程度の関心をもっておられるかが不明です。無関心または情報が行き届いていない状態で、色々な御意見があるということであれば、民意全体を反映していない可能性もあります。

私としても、民意はしっかりと反映される必要があると思いますが、事務局の方としてはどのようにお考えになっているのかという点を伺いたい。

●水道経営課 田代課長

約230万人の県民の一体どのくらいに理解が進んでいるかにつきましては、我々としても分からないというのが正直なところです。

我々としては、これまでのシンポジウムや市町村と連携した出前講座、県議会への会派説明や意見交換、また、わかりやすい資料のホームページでの公表、全戸配布しております県政だより等、考えられる広報はやってきていると考えてございます。

また、市町村議会での説明も始めております。来月も二つの議会で、これまでも三つぐらいやってございます。できる限りやってきていると自負してございます。

ただ、定量的にどれくらいかと言われましてもなかなか分からないというのが正直なところです。

●今西副委員長

私も、わからないというのが正直なところだろうと思います。県民に向けて、丁寧にお話しされるのが一番かと思います。

●佐藤臨時委員

この1番目の意見の「民意を反映しないもの」という点について、事務局から説明いただいたところですが、今回の意見書が委員会宛てに出てきていますが、この1番目の意見を見ると、例えば、シンポジウムへの県民の参加が延べ100名から200名程度、県主催の県民向けの説明会は一度も開かれませんでした。それから、仙台市との共催で仙台市民向けに市民説明会が開催されましたなどと、書かれているところですが、実際このとおりのかどうか、事実の確認をしたいと思います。

それと、例えば、仙台市との共催における市民説明会の開催状況等についてお聞かせいただければと思います。

●水道経営課 田代課長

シンポジウムへの参加人数は、これまで5回開催しており、大体毎回200～300名ぐらいの出席をいただいております。

ただ、その方々の属性がどういう方々か、企業の方、市町村の職員の方もいらっしゃいますが、そのうち一般の県民の方がどのくらいかは、正確には把握してございません。

回を重ねる毎に、一般の県民とお見受けする方が多くなっていると感じておりますけれども、その内訳等について、正確なところは把握しておりません。

仙台市の市民説明会につきましては、第1回の検討委員会での意見もあり、県民の理解を深めてほしいという考えもございまして、以前から市町村と共催で説明会を開催したいとお願いしていることの一環でございます。これも住民の皆さんへ説明する一環として開催したものでございまして、特に何かがあったからというわけではなく、仙台市に対応してもらった中で開催されたというものでございます。

我々としては、県民への出前講座の一環として、仙台市と共同開催したものという位置付けと考えております。

●佐藤臨時委員

この文面の中で、県自身が主催した県民向けの説明会は一度も開かれませんでした、とありますが、これが事実かどうかということと、また委員会宛てに出ている文書ではありますが、ここについては県への要望も含まれたコメントではないかと思っておりますので、もし、この点について県のお考えがあればお聞かせいただければと思います。

●水道経営課 田代課長

実施方針（素案）に対するコメントなのかもしれませんが、そういった意味では実施方針（素案）について、県独自の県民向け説明会というものは実施してございません。

ただ、先ほどもお話ししましたとおり、仙台市の市民説明会は共同で開催したものです。また、実施方針（素案）を公表する際は、なるべく広報に努めなければならないということで、県政記者クラブの方々にお集まりいただいて、記者レクを行いまして、テレビ、新聞報道等も行っていたきまして、広報に努めてきたということが事実でございます。

●佐藤臨時委員

意見書についてはそれぞれの方々の思いが入っておりますので、事実かどうかというのは微妙な問題がありますが、いずれにしましても、このような意見書が出ている以上、当委員会としても対応しなければいけません。

県としても必要に応じて、さらに説明会等を充実・強化してほしいと要望としてお伝えしておきたいと思っております。

●佐々木委員

結論としては1番目、2番目の意見については事務局から御説明がありましたが、御意見にもあるとおり県の方で引き続き誠意ある対応をやっていただくということによろしいかと思っております。

質問と確認がございまして、3番目の意見で、この委員会の非公開について、引き続き非公開を維持するのかということについて議論を求められているかと思っておりますが、結論として、私は非公開のままでよろし

いかと思います。

ただ、その場合に意見書でも触れられておりますが、情報公開条例の非公開を例外的に認めるという条文の規則がありまして、前に決めた時にはあまりその条文の当てはめというところは意識されていないようなところも見受けられます。

具体的には情報公開条例第19条第1号によりますと、非開示情報が含まれるものの審議、それから、同条第2号については、会議を公開とすることにより、会議の円滑な運営に支障があるということで規定されています。

今後の審議には、企業のノウハウも入ってくるということでしたが、これまで審議した中身については、非開示情報と明確に言えるのかどうか私も自信がありませんが、この委員会で情報公開条例第19条第1号、第2号両方の情報を意識しているということで、確認した方がよろしいのではないかと思います。そのあたりの見解があればお聞かせいただきたいと思います。

また、結論を出した後に、「命の水を守る市民ネットワーク・みやぎ」に対してどのような対応をされるのかということ念のため確認させていただきたい、以上二点でございます。

●行政経営推進課 佐藤課長

事務局からお答えいたします。

最初の1点目、情報公開条例の関係でございます。

佐々木委員御指摘のとおり、情報公開条例の条文の適用から考えますと、第19条は基本的には附属機関の会議等は公開するものとするということで、原則公開であるという定めでございます。

ただし、当該会議の構成員の3分の2以上の多数で決定したときは非公開の会議を開くことができるとされてございます。

その非公開の会議を開くことができる場合の要件として二つあります。一つは、非開示情報が含まれる事項について、調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合ということがございまして、基本的にはこの第19条第1号が適用されるものと考えてございます。

では、非開示情報とは何かということで、行政文書の開示義務といったものを準用し、当委員会における非開示情報としては、法人に関する情報があります。非開示にできる情報ということで条文がございまして、具体的には第8条第1項第3号に法人に関する情報を扱う場合は非開示とすることができるという規定がございまして、これがまず一つです。

同じく第6号に、意思形成過程に関する情報については非開示とできるということがございます。

事務局といたしましては、今申し上げました、法人の情報を扱うこと、それから意思形成過程の情報を扱うことの二つを非開示情報ということで、第1回委員会で御説明したところでございまして、委員の皆様御同意を得まして、非公開としたということでございます。

第19条第2号で、会議を公開とすることにより当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合という規定がありますが、こちらは誹謗中傷や野次などによって会議の運営が円滑に行われないということが想定されておりますので、現時点では、その適用は考えておりません。

2点目でございます。この意見書に対する回答でございますが、団体から求められているのはこの委員会の前に、委員に目を通してもらいたいということでございます。それから、会議の場でこの意見書を御議論いただきたいということも言われてございまして、事前に送付し、今回、委員長の御指示により、このような形で御説明差し上げておりますが、これ以上のことは求められておりません。書面での回答といった要望もございませんでした。

以上でございます。

●増田委員長

大きく分けて3点ありますが、第1点目は、これまでシンポジウムなどをやってきましたが、若干目線が一般市民に向いていなくて、実際にこの事業に関わるであろう人たちに情報提供するというのが主眼になっていたところがあったようです。

一般市民からすると、自分に関係の深い話が一部の上の方でなされているという受け取り方をされてしまっているところがあり、仙台市と一緒に市民向けの説明会をすることになってきたんだと思いますが、先ほど、市町村への説明という話がありましたが、そこに一般の方も入っていただくことは可能でしょうか。先ほどの非開示情報ではないですが、一般には伝えづらいところがあるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

シンポジウムや出前講座など、我々としてはこれまでも一般の県民の方向けに開催してきたと考えてございます。御指摘のようなこともあるのかもしれないので、内容については、今後、さらに県民目線に立った説明に努めていきたいと考えてございます。

市町村議会向け説明会につきましては、議員の方々に対して丁寧に説明しようということで開催してございます。県民、市町村向けの出前講座につきましても、開催してございます。

一方で、ある市につきましては、議会と市民の方々と合同で開催した事例もございます。我々としては、そういったことにこだわりはなく、市町村の方々とういった手法が一番いいか、相談しながら、県民、市民の方々、市町村の方々に伝わる方法で開催していきたいと考えているところでございます。

●増田委員長

民意の反映というテーマで、何かございますか。

●今西副委員長

先ほどの追加ですが、団体から出されたアンケートの集計した数字について、厳しい数字と見えてしまう可能性があると思います。

県議会議員選挙時のものですから、アンケート内容も十分精査できていない状況のなかで、このままの数字が発表されると誤解を生む可能性があります。

なぜかという、議員立候補予定者77名の候補者のうち回答書数が39名ですから、回答率が50.6%と書かれてあります。その後書かれてあるのが、回答書数39名の中でも、もちろん統計的にはそうですが、「問1：県民に対する情報公開と説明、受水市町村の合意形成の程度」について、④十分には行われていない又は⑤まったく不十分であると回答した方の合計が、69.2%と書かれてあり、回答率50.6%を考慮すると、候補者の内、35.0%が④と⑤という見方もできますので、関係団体の皆様が実施された本来の意味が十分に伝わらない可能性があるのではないかと思います。

●行政経営推進課 佐藤課長

このアンケートについては、既に新聞報道されていたかと思います。

一方で、先日NHKのローカルニュースで、同じように県議選の立候補予定者へのアンケートをやっておりましたが、未回答者は1人で、ほぼ100%の回答率でしたが、半数以上の方が賛成だという調

査結果が放送されておりました。

アンケートを行う機関やアンケートの対象によって結果の出方が様々であるという現状にあるようです。アンケートのやり方によって、様々でございまして、どれを民意として捉えるかは難しい問題だと感じております。

●増田委員長

スタンスとして、出前講座もシンポジウムも、こちらで考えていることを、市民の方に伝えたいということがメインで、次に出てくるパブリックコメントといったものはそちらからフィードバックを受けようとするのをメインにしているのです、ここから先は相互に話をしながら、水道事業について、どのような建設的な提案があり得るのかというところに繋がっていくようなシンポジウムに広がっていくと思います。

行政がそういった場を作るだけではなく、民間や学会が中立的にこの問題を検討してみるとか、いくつか考えられることもあります。この部分をもう一步、二歩進めるといいのではと思います。個人的には今、仙台市役所の建替えの委員会にも関係していて、市役所の機能をどうするのかということに対して、市民からも意見を出してもらって、建替えの基本計画を作り上げていくことも考えています。色々な懸念が出されていると思いますが、その部分を乗り越えていけるような話し合いの場につながっていくといいなという気もしますので、執行部の皆さんにはそういうスタンスを持って、この問題に当たっていただければと思います。

それでは、2番目、3番目の意見についてはいかがでしょうか。

●江口委員

1番目の内容も少し包含しますが、民意を反映する取組が十分でない、あるいは議会提案がまだ尚早であるという指摘については、一つの指摘として受け止め、事務局からの説明にあったように執行部に最大限の努力を求めたいというのが委員会の立場として妥当なところだと思います。

また、今西副委員長が言われました民意の反応について、この1番目や2番目の意見をどう考えるか、先程から考えていたのは、昨年の2月議会だったと思いますが、直接請求による原発再稼働に関する住民投票の議案がございまして、議会では否決されましたが、この水道についても、住民投票をすべきだという意見も散見されました。

そのように民意を把握することはなかなか難しいところがございます、そのような中で議会で熟議をして決定していこうという、代表制民主主義の仕組みの中で折り合いをつけて、住民投票をするためには、憲法の国民投票もそうですが、十分な議論をできる場の設定を慎重にやらなければなりません。今ある議会の中で慎重に審議をしていきたいと思いますというのが基本になって、それを補完する形で直接投票しましょうということです。

なので、いきなり50%のアンケートだけで民意を把握するだとか、直接投票をすればいいとか、そういうことにはなかなかならないのだらうと思います。民意を把握するという中で、それに向けて、県民の理解に向けて最大限努力をして、条例の提出をしっかりとやっていくことに尽きるのかと思っておりました。

したがって、委員会としては、委員長が仰ったように、可能な限りの手段、手法を尽くして、県民の理解に取り組んだ上で、最終的には議会に諮っていくプロセスが残されておりますので、それに向けて最大限の努力をしてほしいと思っておりました。

●増田委員長

2番目の意見ですが、選挙があつて、県議会の構成員が入れ替わつたということですが、議員の方、特に新たになられた方に説明はされるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

県議会の開催時に議案の説明の機会がございます。その時に、再度、我々としましては会派説明に伺おうと考えてございます。仮に新たな議員の方から問合せがあれば、足を運んで説明をします。そういった形で丁寧に説明をしながら、議案を提案していきたいと考えております。

●増田委員長

2番目の意見は、選挙から時間が経っていないことが気になって出されたんだろうと思いますので、情報提供をお願いしたいと思います。

3番目の意見の非公開の話ですが、今回の議論だと非開示情報に具体的にどの部分が該当するのか、事務局の方で検討しておいていただき、こういう議論をやっているので非開示です、と説明できる資料がほしいと感じました。

一般に全部非開示ですと言われると、そこから先の議論が進まないの、実施方針のこの部分が主に企業のノウハウを扱うところに触れることが考えられるので、この部分を中心に非公開になりますと言えるように、言わずもがなな気もしますが、丁寧にやった方がいいのではないかと、個人的な感想です。

●大村臨時委員

この委員会を進める課題についての話で、私は今までどおりやっていただきたい。

このようなパブリックコメントや意見書が出たときに、県で考えていただいて、良いものは案として入れていただければいいのではないかと思います。

今日は本来ならこの2つの議題があつて、この議題を徹底的に話し合うとなっていました。今日これからパブリックコメントの話が出てきますので、その中でこういう御意見がありましたということではないかと思います。

事務局でこのような丁寧な審議をとることなので、委員会としてこういう話をしたと捉えたとしても、パブリックコメントでの話でいいような気がします。これは個人的な意見です。

●増田委員長

この件については、以上でよろしいでしょうか。

【2. 議事】

●増田委員長

それでは、議事に進みたいと思います。

今日のこの後の委員会の進め方について、事務局からお願いします。

●行政経営推進課 佐藤課長

本日の委員会の趣旨・進め方について、簡単に御説明させていただきます。

配布資料については、資料1から資料6までお配りしてございます。

本日は、みやぎ型管理運営方式の実施方針（案）、要求水準及びモニタリングの基本的な考え方、この2点について御審議いただきます。

議事（1）の実施方針（案）につきましては、今年8月1日に開催した本委員会の審議結果を踏まえて調整した実施方針の素案を9月2日に県のホームページ上で公表し、9月30日までパブリックコメントを実施いたしました。

県内市町村、本事業への参画を検討している民間事業者に対しても、同様に意見募集を行いました。本日お配りしております実施方針（案）については、それらの意見を踏まえて、事務局で素案に修正を加えたものになります。

資料1を御覧ください。資料1については、当委員会の今後のスケジュールについてでございます。本日、実施方針（案）を御審議いただきまして、本日の皆様からの意見を踏まえて、事務局で最終調整を行い、11月中旬頃には委員会として、PFI法第5条第1項の規定による実施方針の策定について、県側に答申を行いたいと考えてございます。その後、県はPFI法第18条に基づき、県議会に実施方針に関する条例案を提案し、議決後に実施方針の公表という流れを想定してございます。

条例案については、本委員会の審議事項ではございませんが、コンセッション方式の場合、実施方針条例の定めるところにより、実施方針を定めるとされておりますので、実施方針の策定に先立って、条例の制定が求められるということでございます。

議事（1）の進め方につきましては、実施方針に関する条例案について、このイメージを御説明した後に、実施方針（案）を説明いたします。

また、議事（2）の要求水準及びモニタリングに係る基本的な考え方については、今回初めて皆様にご提示する資料となります。本日の御審議を踏まえて、事務局で要求水準書及びモニタリング基本計画書の検討を行いまして、年明け、来年1月頃に予定しております次回委員会で審議の上、県では募集要項等と併せて、来年3月ごろの公表を予定してございます。今年度の委員会については、来年の1月及び2月に、二回開催する予定としてございます。

それでは続きまして、事業担当課でございます企業局水道経営課から御説明申し上げます。

『議事（1）宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）実施方針（案）について』

●水道経営課 田代課長

初めに、御審議いただいております実施方針のPFI法上の位置付けについて、改めて確認させていただきます。A4判1枚の資料2を御覧ください。

「1 はじめに」です。PFI法ではPFIで実施する事業を特定事業と定義してございます。この特定事業を実施する管理者、今回は県になりますが、県は特定事業の実施に関する方針を定めることができるとされており、これを実施方針と定義してございます。これについて御審議いただいているということでございます。

さらに、このPFI事業のうち、公共施設等運営権を設定する事業、いわゆるコンセッション事業を実施する管理者、すなわち県は、民間事業者の選定手続き等を条例に定めるとなっておりますが、企業局では公営企業の設置等に関する条例がございまして、これを改正する形で11月の県議会に提案する予定としてございます。

2番に条例に書き込む内容、①から④を書いてございます。

3番以降に改正条文の文案を記載してございます。まだ調整中で変わる可能性もございますが、後ほど御覧いただければと思います。

実施方針（案）に関わる部分の説明に入ります。

資料3については、資料3-1、3-2、3-3とあります。資料3は実施方針（素案）に対する意見をいただいたものを取りまとめたものでございます。資料3-1が県民の方々からいただいた意見となります。募集期間は9月の1か月間となります。件数としましては、約640件いただきました。中には人口減少社会の良いモデルになるよう期待していますといった意見もありましたが、実施方針の内容に対する御意見というよりは、民間に委ねることに対する不安や、海外の失敗事例、料金高騰、水質の悪化、まだ県民の理解が不十分だといった意見がございました。

2枚目以降に実施方針の項目に沿った御意見と、右側に宮城県の考え方を記載してございます。こちらは今週の木曜日10月31日にホームページ上で公表する予定でございます。最終校正前で未定稿と書いてございますが、大きく回答が変わることはございませんので、こちらも後ほど御覧ください。

次にA4の1枚の資料3-2は、市町村からの意見です。みやぎ型管理運営方式に関係する26の市町村になります。実施期間は同じく9月の1か月間となっております。主な意見といたしましては、(1)では、料金上昇の抑制効果について期待しているといった意見や、(2)では、県民の不安の解消に努めながら進めてほしいといった要望、(4)では、海外での失敗事例を踏まえた制度設計をしてくださいといった要望がありました。

市町村からの一番のポイントは、一番下の(6)です。これは水道や下水道事業ごとに市町村で組織しております連絡会や協議会からの要望です。下記の項目について早期に情報提供いただきたいというものです。四つあります。

一つ目はモニタリングの内容、二つ目は災害時の対応、三つ目は民間事業者が撤退するリスクへの対応、四つ目はコスト削減の料金への反映やコスト削減の中身といったものも早く示してほしいというものです。

資料3-3になります。こちらは民間事業者からの意見となっております。募集期間は10日短い9月2日から9月20日までの約20日間です。我々の事業に関心を示しているの方々から、関心表明書を提出いただいた上で意見を提出してもらいました。50社に関心表明書を出していただいて、35社から意見をいただきました。件数は1,359件ということで、すごいボリュームになってございます。事業への参画を検討されているの方々ということで、細部にわたる内容の確認や制度設計上の要望といった内容となっております。

2枚目以降に同じく、10月31日に公表を予定してございます意見と回答の案、最終校正前ということで、こちらも未定稿ですが、後ほど御覧いただければと思います。

資料4です。こちらが実施方針（素案）に資料3-1から3-3までの意見を反映し、追加事項等を加えた実施方針（案）の説明の内容となります。2ページ目ですが、パブリックコメントを踏まえた追加・修正、市町村からの意見と対応、民間事業者からの意見を踏まえた追加・修正、その他、我々が追加で検討したものという構成になってございます。

3ページを御覧いただければと思います。3ページ以降もパブリックコメントを踏まえた事項等です。

4ページになります。基本の運営方針です。水道3事業は重要な公共サービスであることから対象者は県民であるべきだと、ごもっともな御意見でございます。三つ目の一番下の箱囲みのところですが、3事業一体での事業運営という項目の本文に太字で書いてございます。「**県民、関係市町村及び工業用水使用**

者に対して、長期にわたる本事業の公共サービスの安定性・信頼性を担保する」という形で太字部分を書き加えてございます。

5 ページ目になります。こちらは運営権収受額の改定の文面です。上から二つ目の箱囲みの物価の変動による定期改定のところで、「実施契約に定める物価にかかる指標について、次期料金期間に適用する物価水準が、」という表現をしてございました。

それに対して、臨時改定では著しい物価の変動のところで、「実施契約に定める物価に係る指標が、直近の運営権者収受額」というように書きぶりが少し違って、誤解を招く表現がございまして、臨時改定の記載を定期改定の記載に合わせました。三つ目の箱囲みのところですが、「実施契約に定める物価に係る指標について、当月に適用する物価水準が、」と加筆しまして、誤解を招かないよう明確にしたものでございます。

6 ページ目です。こちらは応募者の参加資格要件についてです。コンソーシアムの構成員の条件を早めにしてほしいという要望になります。こちらは後ほど追加の検討のところで説明させていただきます。

7 ページ目を御覧ください。こちらはモニタリングに関してでございます。モニタリング結果につきましては、毎年公表してほしいという要望です。こちらをもっともな御意見でございまして、上から三つ目の箱囲みのところですが、実施状況のモニタリングの項目に対しまして、文末に太字で「また、モニタリングの結果については、毎年度、県のホームページにおいて公開するものとする。」と加筆してございます。

8 ページ、9 ページは市町村からの意見への対応になります。先ほども説明しましたが、一番下の①から④のところ、早期に情報提供いただきたいという要望をいただいております。このうち、後ほど説明いたします要求水準とモニタリングの基本計画の考え方につきましては、先週市町村の担当者の方に既に説明を行ってございます。このように、今後、コスト削減効果なども含めまして、検討の進捗に合わせて意見を伺いながら、検討を深めてまいりたいと考えているところでございます。

10 ページ以降が民間事業者からの意見を踏まえた追加の事項等になります。

11 ページは、税制変更時の対応です。一番上の箱囲みに書いてある内容は、税制変更は県のリスクとしてほしいという御意見、御要望です。検討したところ、上から三つ目の箱囲みにポツ（・）が三つございます。一つ目は、「・税制変更は運営権者がコントロールできるものではない」ということ、二つ目は「・税金は料金に含まれるものである」こと、3つ目は、「・運営権者のリスク低減により、運営権者収受額の低下が見込まれる」ということから、税制変更に基づく運営権者の収受額の改定を行うことを明確に示しました。

一番下の箱囲みの、法令等又は県条例若しくは県の計画の変更のところ、文末「また、税制の変更により義務事業及び附帯事業に係る費用が増減する場合、県及び運営権者は、運営権者収受額の定期改定を行う。」と加筆してございます。

12 ページ目は、契約解除時の運営権対価の返還についてです。こちらは、運営権者帰責による解除時の対応ですが、残存期間の対価の支払いの記載をしておりませんでした。こちらにつきまして、明確化するため、一番下の箱囲みの、解除後の措置のところ、「**県は、運営権者に対し、運営権者が支払った運営対価のうちの残余の存続期間に対応する部分を返還する。**」と追記してございます。こちらでも明確にするという意味合いですが、「実施契約に定める契約解除違約金」のところに括弧書きを追加しました。「**(契約解除の原因となった事由により県に生じた損害は当該金額を超えるときは、その金額)**を支払う。」という形で追記してございます。これは元々逆の場合については記載がありましたが、記載が抜けていたので追加しました。

13 ページ目です。関連業務ですが、みやぎ型管理運営方式の対象となっていない、石巻の浄化センターと石巻東部浄化センターの汚泥を受け入れるような事業内容となります。当然この汚泥量は増減しますが、補正処理ないしは清算していただけますか、という確認です。実施方針（素案）では、義務事業のところに記載してございました。ただ、こちらの汚泥の処理につきましては、別途県が費用を支払うという仕組みにしているものですから、関連業務に場所を変更しまして、さらに、下の箱囲みのところ「**県の要請に応じた**」という言葉を追加しまして、こちらも明確にしたというところでございます。

14 ページ目は、任意事業になります。みやぎ型管理運営方式では、市町村の水道や下水道に関連する事業を受託可能という仕組みにしております。受託可能な事業の中には、例えば農業集落排水や合併浄化槽等、上下水道事業に類似する業務もありえるという御指摘でございました。こちらについてももっともな御意見ということで、三つ目の箱囲みのところに「**並びに水道事業及び下水道事業の類似事業に関わる業務を受託することができる。**」と追記したところでございます。

15 ページ以降が、追加で我々が検討を深めたところでございます。

16 ページは関連業務となります。ここはみやぎ型管理運営方式と直接には関わらないところですが、水道事業におきましては色度、濁度、残留塩素等々毎日検査する項目がございます。これは末端の受水槽の地点で、地元の個人の方をお願いしているところで、2 事業で4 名の方をお願いしていますが、365 日毎日ということで大変なので辞退したいという意向が以前から寄せられてございました。かといって、代わりの方を探すのも困難な状況でございまして、来年度、計器化する予定でございます。太字のところ、「**水質計測機器の保守点検・修繕・改築業務を追加**」したというところでございます。

17 ページです。残存価値相当額の支払いです。こちらは運営権者が投資した資産の事業終了時の残存価値を買い取るという仕組みにしておりますが、素案の太字のところ「**残存価値相当額について上限額を設定することを検討している。**」と記載してございました。これは買い取りを期待した更新計画を排除したいという意味合いがありましたが、二つ目の箱囲みにポツ（・）を二つ記載してございます。運営権者収受額に上限を設定しました。また、改築計画の確定、変更も含めて、確定には我々県側の承認が必要ということにいたしましたので、望ましくない改築は抑制することが可能であることから、上限額の設定については、実施しないといたしました。

18 ページ以降は事業者選定段階のところですが、まず、審査の方法ですが、一次審査と二次審査の二段階で行います。一次審査は資格審査のみといたします。審査項目につきましては、上下水道事業の実績、代表企業等に資本金の最低価額を設けようと考えております。二次審査につきましては、技術提案を受け、プレゼンテーションをして、本委員会で審査していただくこととなります。

実績要件ですが、水道事業につきましては、処理能力日量が2.5 万立方メートル以上としてございます。これは現在の委託でもそうであり、厚生労働大臣の認可を受けなくてはいけない処理能力になります。実績要件の中で、現在はありませんが、確実な運営を求めるために、3 年以上の実績を求めようと考えてございます。

下水道事業につきましては、同じく処理能力日量10 万立方メートルを求めようと考えてございます。これは現在と同様です。対象施設の処理場の規模の数値となります。こちらの実績要件につきましては、現在2 年求めているのですが、水道と合わせて確実な運用を求めるため、3 年以上の実績を求めようと考えてございます。また、仮に海外実績のみ応募される方がいた場合の取扱については、現在検討しているところでございます。一番下のところですが、代表企業に求める要件としましては、万が一の場合に親会社の支援もあり得るということで、資本金の下限を求めていきたいと考えているところでございます。

19 ページ、応募者の構成です。単体で応募する企業、又はコンソーシアムの構成員の脱落を基本的に

は認めません。また、コンソーシアムの構成員の追加については、二次審査の審査書類の提出前であって、参加資格要件を満足した場合に限り認めるとしております。

また、脱落も含めた構成員の変更については、県側が承認した場合のみとしてございます。例としましては、構成員の会社が指名停止になった場合等を想定してございます。

応募者の重複登録の禁止です。当然のことですが、同時に複数の構成員となることは認めません。また、一次審査を通過しなかった、もしくは、二次審査を辞退したものが他のコンソーシアムの構成員となることは認めません。

最後のところ、会社法の外国会社に該当しないこと、要は海外本社の企業であっても日本法人を取得してくださいという意味です。親会社の協議が必要になった場合には日本に法人を有する会社を求めようと考えたところです。

最後の20ページですが、競争的対話の具体的な内容を記載いたしました。1番目としまして、現場確認及び資料閲覧、2番目としまして、応募者と県及び関係事業者の間での意見交換、3番目としまして、県による実施契約書（案）と要求水準書（案）等の調整という項目になってございます。

以上が主な追加事項等になります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

『議事（1）質疑応答』

●増田委員長

それではパブリックコメント等の意見が出されたものと、それに対する追加や修正の大きく前半、後半に分かれると思います。まず、パブリックコメント、市町村、民間事業者等からの意見について、御確認したいことや御質問があればお願いします。

●大村臨時委員

パブリックコメントや民間企業等からの意見を踏まえて修正されたこと、よく分かりました。ただ、パブリックコメントによる追加・修正がいくつでしょうか。パブリックコメントでたくさん意見が来ましたよね。その中で、この数の修正で十分と判断してよいのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

パブリックコメントの中身は資料3-1の後に付けてございます。26ページまでありますが、実施方針の内容に反映するような御意見は数が少なかったです。我々としては、なるべく修正に反映させたいと思っていましたが、例えば、海外の失敗事例などについては既にそれを踏まえた制度設計をしてございまして、理念的なところ、民営化は反対であるとか、それ以外の理由で反対であるとか、そういった意見が多くございまして、実施方針に反映するとなると、拾い上げても、主にこの四つしかなかったというのが正直なところでございます。

●大村臨時委員

それを聞いて安心しました。パブリックコメントで出てきたものに対して対応された実施方針案になっていると判断できるので、非常に良かったと思いました。

●江口委員

資料3-1のパブリックコメントに対する宮城県の考え方について、14番、29番、31番への対応

方針，考え方を教えていただきたい。

●水道経営課 田代課長

14番につきましては，課題となった施設のダウンサイジングや，コンセッション方式ではなく，現行体制で進めるべきではないかという御意見です。これに対して，ダウンサイジングは今も行っておりますが，今後も管路を含めてダウンサイジングを図ってまいります。それでも，料金の値上げは避けられない中で，このコスト削減の最善の策として，みやぎ型管理運営方式の導入を考えていますという回答にさせていただきます。

29番です。こちらは企業側の利益，コスト削減の仕組みについての御意見です。こちらにつきまして，我々としては，運営権者を募集する段階で，県が運営を継続した場合の費用を上限として競争していただくということから，必ずコスト削減が図られ，その中で利益を生み出してもらおうとしてございますので，法外な利益，利潤を運営権者が得られるという仕組みとなっておりませんという回答にしております。

31番は，情報公開条例を改正して，SPCを情報公開条例の対象にさせていただきたいという要望です。我々としては，情報公開条例を改正するつもりはございません。しかし，要求水準やモニタリング計画の中に，県が情報公開の項目を決めて，公開していただくといった仕組みで考えているという回答としてございます。

●江口委員

14番や15番，その他にも，9事業一体化，ダウンサイジングをどの程度すればどの程度になるといった質問が多かったと思います。例えば15番のように，解決案を俎上に載せるのではなく，コスト比較という十分なものを見せなければいけなかったと思います。1.2倍や1.5倍について納得がいかないこともあったので，コスト比較について，例えばダウンサイジングをどの程度やったかをもっと詳しく提供すべきではないか，この回答のとおり，ということではなく，回答の前提となる以上の情報が必要なのではないかと思ったところです。

それから，29番については，莫大な削減はないとのことですが，なお企業側に特殊な利益があった場合に，この意見では企業の丸取りではなく，受益者にも還元する仕組みがないのだろうか，そこは考えなくてもいいのかと思いました。

31番は，事業者に必要な情報公開を求めていくことができるのかについて，県が情報を収集する形で情報公開に耐えられるのか，そもそも水道事業を20年にわたって受託する事業者には一定の公共性を認めて，情報公開条例の中にも含めるかどうか再度検討は必要ないのか，もう一度聞かせていただきたいと思っております。

●水道経営課 田代課長

一つ目，後にも同じような御意見が出てきます。例えば15ページに155番がございしますが，コスト削減額等を明確にしてほしいという要望になります。これに対して，実施方針（素案）を公表した時にコスト削減額として水道2事業で120億円という数字をお出ししました。こちらは簡便的に昨年度導入可能性調査段階の7%という削減期待率を掛け合わせた数値ですが，現在，施設の統廃合やダウンサイジングの計画等を加えまして，削減額の内訳を整理しているところでございます。こちらにつきましては，早期に公表していくということで，具体的には11月の県議会に条例を提出する前にはお出しするよう

準備を進めているところでございます。

二つ目はもう一度確認させていただきたいのですが、三つ目の情報公開につきましては、議事（２）の要求水準とモニタリングの基本的な考え方で詳しく説明をいたします。まず直接SPC（特別目的会社）に情報公開条例を適用する形ではなく、我々が必要な項目、公開・開示させていただきたい項目を指定して、我々に報告を頂きます。それは当然、県の資料になりますので、それが情報公開の対象になるといった建て付けを検討しているところでございます。ただ、さらにSPC側にも情報公開条例を適用した方がいいのかといったところにつきましては、今後検討させていただきたいと思います。

もう一度、二つ目の質問を確認させていただいてよろしいでしょうか。

●江口委員

極端なコスト削減を図れる仕組みではないですが、仮にそういった場合にはその分は運営権者の利益になるということで、パブリックコメントにあるのは蓋然性が高いかは別として、そういった場合に受水者に還元できる仕組みがあればいいだろうということで、ここはそういった仕組みを設けることは不可能なのかということです。

●水道経営課 田代課長

実は素案を検討する段階で随分内部で議論したところでございます。法外な利潤を得て、法外な株主配当が起こるのは、更新投資をやめた場合だろうと考えられます。我々の仕組みとしましてはやめる場合は当初計画した金額を返還してもらうことを前提とする仕組みにいたしました。

また、画期的な新技術が開発されて、運営コスト等が当初予見したよりもすごく安価にできたという場合もあると思いますので、そこについては協議すると、予見できないので協議しましょうという形にさせていただきました。そういった中で法外な利潤、株主配当等を抑制できるのではないかとということで、プロフィットシェアと言われる仕組みはやめた経緯がございます。

●江口委員

今、協議をするとありましたが、実施方針のどちらにありますか。

●水道経営課 田代課長

19ページの、4)の1.1.15の事業環境が著しく変化した、のところですか。これは新技術の開発などをイメージしていますが、こちらにつきましては、協議を行うとしています。

●江口委員

分かりました。29番のところは、1.1.15の記載を回答に入れていただければと思います。

関連して、先ほどの情報公開のところ、108番あるいは114番、最後に172番で、今回の実施方針を認めれば、いわゆる民営化に向かって流れが決まって降りられなくなる、とありますが、この回答の考え方を教えて下さい。

●水道経営課 田代課長

172番の方からお話しますと、今回は公共施設等運営事業を宮城県企業局が実施できることを条例

に書き込むことを提案して、議決いただく条例になってございます。今後、事業者を募集しまして、優先交渉権者をこのPFI検討委員会で選定し、そのグループと契約する、運営権設定の手続きで改めて県議会の議決が必要ですよという回答にしております。もう一度、県議会にお諮りする手続きを書いているところでございます。

108番は、第三者委員会、仮称として経営審査委員会としてございますが、その人選に当たっては、議員や公務員OBなどではなくて、専門的知見を有する人材を各分野から広く求めるべきという御意見です。

我々は今のところ、水道事業に精通した会計や法律、技術等をイメージしてございますが、3月までにおおむねの仕組みをお示ししようと考えてございます。こちら後ほど要求水準とモニタリングの中で御説明いたしますが、3月までの一つの御意見として伺いましたとの回答にしております。

●江口委員

108番はよく検討してもらいたいと思います。105番なども同じように参考と書いておりますが、もう少し前向きに捉えられるのであれば、前向きな検討をしてもう少し踏み込んで回答をしていただければと思います。

172番、「ルールの上での選択肢でしかありません。間違いありませんか。」に対して、「着実に導入を進めてまいります。」となっておりますが、進めてまいりたいという姿勢は結構ですが、あくまで、議決前であれば降りることもできますし、もう少し公平な書き方でもいいのかなという気がします。要するに、全く以て十分な議決が留保されていると考えられますが、いかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

答えぶりもさらに検討させていただきます。先ほどの「参考にさせていただきます」のところも取り入れるべきところはあると思いますので、書きぶりを考えさせていただきます。

●大泉委員

資料4の18ページの資本金額の下限という項目ですけれども、大体どの程度を想定されているのでしょうか。

それから、こちらは連結貸借対照表で見のでしょうか、それとも、個別貸借対照表でしょうか。

あと、一次審査は資本金額と水道事業の実績ということですが、ここ3年間の状況、例えば経常赤字でないとか、債務超過でないとか、そういう項目を加える予定はないのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

債務超過等ではないという条件については、元々付してございました。あと、資本金の下限値や、連結または単体といったところはまだ検討を深めていないところがございます。今後検討をして、決定していきたいと考えているところがございます。

●大泉委員

仙台空港民営化のときは代表となる会社が、例えば鉄道会社であったり、不動産会社であったり、商社であったりしたと思いますが、今回の水道事業に関しては、ほぼ同業他社で色々な種類の会社が応募してくることは想定されないのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

我々としては拒むところはないだろうと考えてございます。当然、上水道と下水道の処理場、浄水場の運転管理の実績は求めますが、それ以外の構成する企業につきましては特に求めるところはないだろうと思います。ただ、水処理機器のメーカーなどは入ってくるだろうと、また、商事会社などもあり得るのかと考えてございますが、そういった方々を義務づけることは考えてございません。

●増田委員長

先ほど江口委員から出た三つの点をもう一回確認したいと思います。14番等の意見は今回の要求水準及び実施方針というよりは、そもそもコンセッションに何を期待するのかというところについて、説明不足ではないですかといった意見のように見えます。

将来のダウンサイジングや県内の水道計画の見直しみたいなものは、もう一つ上位の計画として今後検討しないといけないというのはそのとおりですので、今回コンセッションでやるのはこの範囲だけでも、将来の水道、下水道、工業用水事業については、このように進めていくという両輪が見えないので、コンセッションだけ言われてもというのがあると思います。

実施方針に書き込むことではないと思うのですが、先ほどあったように、このあたりの説明をもう一回丁寧にやるというのが必要なのではないかと思います。

もう一つ、31番の情報公開ですが、民間企業に条例で出してくれというのはなかなか相応しくないとと思いますが、現行企業局が契約をして、契約の中身が一般の情報公開として外に出ていく。

それと、今回は企業局とコンセッションの対象企業と、さらにその企業が他のところと契約するといったようにワンクッションを入れているので、今と同じ情報を知りたいと思った時に、そこが分からなくなるのではないかとというのがあるのかもしれない。そこが多分引っかけ、モニタリングやその他も含めて、是非この情報は精査して、出してほしいという情報を早めにリストアップしていただければと思います。

●水道経営課 田代課長

初めのところにつきましては、繰り返しになりますけれど、みやぎ型管理運営方式に対する意見というよりは、他にも御意見ありますが、水道、下水道事業の広域化をやってくれといったものもでございます。

そこに対しては、我々としてはなるべく丁寧に対応しようと、長文になっていますが、答えているつもりでございます。さらに中身を精査しながら公開していきたいと考えてございます。

情報公開につきましては、江口委員にお答えしましたが、後ほど説明します要求水準とモニタリングの中に書いてございます。県で必要だと思ふところは、必ず報告をいただくという形にしてございます。当然、それは県の書類となりますので、こちらはまさしく県の情報公開条例の対象となりますから、必要な情報をきちんと提出させる、報告させるという仕組みとしていこうと考えているところでございます。

●大村臨時委員

実施方針を公表した後に提案書を出してもらおうわけですね。

●水道経営課 田代課長

実は実施方針（素案）に関心表明を出した企業様には、我々が考えておりますダウンサイジングを踏まえた更新計画について情報提供しております。それに対して、来年3月に公募開始しようと思っております。

すが、その段階で各企業グループでもって、さらにいい企画提案を求めるといった流れになっていきます。

●大村臨時委員

提案書を出してもらった前の資料として、実施方針が出てくるということですね。社会的課題、少子高齢化とかに対してダウンサイジングは必要になってくるので、そういうものを自主的に民間企業から出てくるような形がいいなと思っているんですね。提案を出すときにこれを書きなさいということになると画一的な提案書になってしまって、特色が出てこなくなるので、あまり詳しくしない方がいいのではと思います。

そういうことをやることによって、民間企業の差別化ができると思います。あまり詳しく書くと画一的な提案書になって、最終的に何で決めたらいいのかということになる。

提案書の中に、未来の社会的課題を考えた提案が出てくるといいなと思います。

●水道経営課 田代課長

繰り返しになりますけれども、我々が今考えられる20年間のダウンサイジングなどを踏まえた計画をお示しし、それに対して、各企業グループがいい提案をしていただくというところがこの事業の一番のポイントかと思っております。まさしく大村臨時委員に御意見いただいたようなところを期待しているところでございます。

●水道経営課 大沼技術副参事

補足しますと、我々が示しているダウンサイジングはほとんどが管路のダウンサイジングですので、企業に求めるものではありません。施設のダウンサイジングはほんのわずかと見込んでおりますけれども、企業からの提案は色々出てくると思っております。

●江口委員

そういうことであれば、意見の回答もダウンサイジングの前提条件を企業にはお示ししていて、県のダウンサイジングのプランがあって、それにプラスアルファで企業がどこまで行けるかということではないでしょうか。まず、県がどこまでダウンサイジングできるかがあるべきだという御意見が多いですが、そうではなくて、今のフラットな状況から、御意見をいただくという大村臨時委員の考え方もあるとのことですので、この回答を、ダウンサイジングのことをあまり言わずに、とにかく民間から積極的な提案を求めるものだとも言わずに、今のことを前提に書いていますが、計画があるならあった上で求めるということなのか、それとも、計画はあまり示すべきではなく、ダウンサイジングを含めて大きな提案を求めているとも理解できます。どちらでもない回答は県民としては、首をかしげるかなと思うので、そこについて、お考えを示してください。

●水道経営課 田代課長

大沼技術副参事からもあったとおり、ダウンサイジングのイメージは管路が一番わきやすいですね。これについては計画水量の2分の1程度しか流していないわけですから、当然、今と同じ管路を引くことはあり得ません。将来を見通した水量でしか、長期の経営見通しを立ててごさいませんので、先ほどお話ししましたとおり、11月の県議会の条例提案時には御説明することとしてごさいます。説明の仕方はごさいますけれども、それを出して説明していかなければ、県民の前に各市町村の御理解も得られないと考えて

ございます。

設備機器のダウンサイジングはないという言い方をするのはなぜかといいますと、現況の水量見合いでしか整備していないので、設備機器自体を小さくできる場所はないこともないのですが、少ないです。

我々が考えておりますのは、例えば、工業用水事業などでは1日あたり10万立方メートルの処理能力がありますが、それに対して、今は3万立方メートルといった3分の1くらいしか利用量がない場所がございます。そういう場所については、施設能力に見合ったダウンサイジングはしてございますが、設備機器については限られているという言い方が正しいところです。

そういったものを民間事業者に提示した中で、さらに良い提案、新技術などもあるかもしれませんが、そういった提案を求めていくというスタンスでございます。その辺を上手く回答に表現できればと思っております。

●増田委員長

私の読み方が違うのかもしれませんが、パブリックコメントを寄せられた方の一定割合は、今回のみやぎ型管理運営方式の外にあるものも将来ダウンサイジングみたいなものがあるだろうと考えられていて、そのきっかけとして、これがあるのだとすれば、市町村から懸念、要望が出ているところが、その次のステップになっていく中で、今回のコンセッションにはどういうことが期待されるのかということじゃないのかと個人的には読みました。

●水道経営課 大沼技術副参事

今回のパブリックコメントもそうですし、説明会でも、一般の方からよく言われるのが、コンセッションをする前に、まずはダウンサイジングだろうという言われ方をします。

先ほど質問もありましたが、我々としてはダウンサイジングのほとんどが管路の部分でして、その部分については想定できるので、ダウンサイジングを既に考慮しております。一般の方への説明としては、我々が考え得るダウンサイジングを既に考慮した上で、さらにコンセッションで企業の提案を求めるといった言い方をしているところでございます。

●水道経営課 田代課長

これだけの御意見がございますので、御意見の背景につきましては、我々も分からないところはございます。説明不足と言われればそれまでかもしれませんが、今お話したような考え方を今後もわかりやすい資料を作りながら説明していくしかないと考えているところです。

●増田委員長

市町村の水道事業の現状はよく分かりませんが、県から受水している部分を膨らませてもらって、それ以外の部分をダウンサイジングしてほしいというような期待が市町村に対してあるのではないかと思います。議論はコンセッションに直接は関係しないけれども、県民の方はそういうのを含めてダウンサイジングと呼んでいるのではないかなという感じがします。

●水道経営課 田代課長

書いた方がどういうことをイメージされているのかわかりませんが、我々としては、我々の事業のダウ

ンサイジングについて回答しているところでございます。

一方、広域連携、施設の統合等の意見もございます。水道事業、市町村事業も一体として全体で最適化を図るという御意見もあるかと思えます。そこについては、我々としては回答できることはないというのが正直なところでは。

●今西副委員長

二つほど気になったことがあって、一つはテクノロジーという部分から考えれば、例えば、大村臨時委員が御検討されていると思いますが、このような技術分野では、将来20年以内に新たなものが発生するのか、すなわち、イノベーションがこの分野でどの程度起こるのだろうかということなのです。

二つ目としては、今回のコンセッションは、テクノロジーマネジメントというか、マネジメントの分野でどう新たな提案をして、うまく物事を進めるかというところが非常に大きいだろうと思えます。運営の仕方などをどうすれば、さらにお金が安くなるのか、全体的に安定するのかということも今回の実施方針の内容ではないだろうかと思いましたが、いかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

私も水道、下水道などの水処理技術については、それほど詳しいわけではありませんが、イノベーションが今後起こるかという、それほど大きくは変わらないということもあるかと思えます。

コンセッションにはありませんが、BOT (Build Operate Transfer) 等のPFI事業でやっている方々の事例を見ますと、運転管理、メンテナンスも我々はほとんど今のところ紙ベースが主であります。お話を伺うと、タブレットを持って、すぐに点検情報を入力し、電子化していくであったり、いくつかの浄水場などでこれまで人がやっていたところを、夜間は一つの浄水場で遠隔管理するであったり、AI化等といった部分については起こりやすいと考えてございます。そういった意味で人件費が削減されるだろうと考えてございます。

二つ目の運営方法のところですが、今回9つの事業一体で委託しますので、今は9つの事業の浄水場や処理場すべてに多くの人を配置してございますが、そういった技術を活用してAI化、IT化することによって、運営方式の部分でコスト削減が図れるのかもしれないなと考えているところです。

●今西副委員長

ありがとうございます。私もそうだろうなと思えますが、もう一つの点からいうと、災害、最近の豪雨などが集中的に起こったときに、水のネットワークの上流側としての水道、工業用水とかもありますけれど、下流側としての下水道の役割というのも非常に大きいと思えます。

そういった役割もこの中に含まれるのかどうか、そういうこともちゃんと考慮されているのかどうかというところをお聞きしたいですね。

●大村臨時委員

今、議論が運営をお願いした後に、ということになっていますが、今西副委員長がおっしゃったイノベーションはないのではないのかということについては、10年前の下水道と今の下水道は全然違います。

いかに微細なエネルギーも使わない、そういうものにどんどん変わっているんですね。水処理形式も、昔はただ単に曝気するだけでしたが、今は嫌気好気法とか、窒素がリンを除去するとかどんどん変わっています。下水道は、20年の間にイノベーションは絶対起こります。

例えば、バイオマスは下水の中にいっぱい入っていますよね。それを活用してメタンガスで発電するか、それを使って下水処理場の電気使用量を減らすというようなこともできるようになっていきます。そうすると、非常に効率的な下水処理場も期待できるんです。こういう下水道を社会の様々な課題解決に使っていかないとイケません。電気の3%ぐらいは下水処理場が使っています。3%って結構大きいですよ。それを削減できるし、自立型の下水処理もできる。こうなってくると、これまで払ってきた下水道料金を下げられる可能性も出てくる。

私としては提案書の中に将来のビジョン、下水道を活用して社会をどう作っていくか、というビジョン作りまで示してほしいと思います。例えば、有明海では海苔の養殖をやっています。今までは窒素をとるだけでしたが、有明の人たちは海苔が主流なので、彼らは夏場は窒素を採るような運転をし、冬場は窒素を供給する、そういう地域の産業と密着した下水道事業が、今どんどん模索されています。だから、私としては未来のある下水道事業を、上水道、工業用水も含めて、考えてほしいと思います。提案書の中にそういうものを入れてほしい。

●今西副委員長

大村臨時委員の話聞いて非常に安心しましたが、せっかくこういう事業をやるのであれば、そういうところがなければ、単なるテクノロジーマネジメントだけでは、民間企業にとってもあまり魅力がないことにもなってしまいますので、今、大村臨時委員がおっしゃった内容であれば非常にいいなと思います。

●佐藤臨時委員

水道分野では先ほど事務局から説明があったとおり、CPS (Cyber-Physical System)、IoT (Internet of Things) がかなり積極的に入っていて、ここ数年で大きく変わってくる見通しです。そして、その他、下水道分野でも、大村臨時委員から電力使用量の話がありましたが、上水道分野では概ね1%、これは日本人の電力使用量のうちの1%を水道事業だけで使っているということなので、一つの産業形態としてはかなりインパクトがあるところだと思います。

こうした中で、私に関わった自治体の中で、本来は電気を使う事業ですが、平常時には電力使用量ゼロというような提案が出てきています。当然、特殊性があつてのことですが、今回の民間企業の方々からの提案でも、イノベーションは期待したいと思います。そういった観点から、この実施方針をまとめていきたいと思っております。

●増田委員長

先ほど関連事業のところ、集落排水とかの提案も、という話もありましたよね。社会システムの言うところ、新しいタイプの下水処理の社会システムを提案しようと考えている企業体があつて、集落排水のような分散型のものと、今回議論しているようなものとのバランスがとれるともっと良いというようなものがコンセッションの提案に出てくると良いなと思います。

●大村臨時委員

委員長が言われたように、皆そういうことを考えているんですよ。地域が疲弊していて、地域を創生するために、こういう下水道などを核にして、地域を作っていくといったことを考えている方はいっぱいいるんですよ。おそらく宮城県も、地域と言わないかもしれないけど、地域作りを積極的にコンセッション事業から作っていくことが中に入っていると、話を聞いていて、地域にこれだけ入っていつてくれる

んだということがあると、すごく良いと思うんですね。

何せ、このみやぎ型管理運営方式は全国初のものでありますから、皆からよりアトラクティブだと言われるようなものになってほしいと願っています。

●江口委員

今の大村臨時委員のお話を聞いていると、なおさら、今回のパブリックコメントで出された意見への対応というのは手前で混乱していて、157番や161番で統廃合、ダウンサイジング計画等、それからコスト削減額の内訳等を早期に公表していきますとありますが、ダウンサイジングのあり方やコスト削減を手前で示し、なるほどとなった上で何ができるかまでいくと、高度な話し合いができます。

これができずにこの段階でもどうなっているんだと問われ、今後早期に公表していきますと、という回答は手前でとどまっていると理解します。この早期に公表というのは先ほど議会提案前までにとということでしたが、提案は1か月後ですので、早期にとというのは、少なくともいつまでにとという形でちゃんとやるということでもいいんじゃないかと思えます。

●水道経営課 田代課長

もっと時期を明確にとということもあるかと思っていました。我々の方でも書いてもいいかなというのがありましたので、内部で検討させていただきます。

●今西副委員長

最初にこの委員会に関わったときに、我々の夢は何だろうかと考えていたんですね。せっかく良いものを県民のために示すのであれば、今日、大村臨時委員や佐藤臨時委員からそうではないぞと、もっと新しいのがあるぞという話があったので、そういったものを前面に出した方がいいのではないのでしょうか。

我々は縮小あるいはコストダウンばかりを言っていますが、将来的にはイノベーションがあった技術を使うことになるはずですよ。そういうのも考えた上での、みやぎ型管理運営方式ですよという、そこが大事ではないかと思いました。

●増田委員長

実施方針は堅い文章にならざるを得ないと思いますが、その前の「はじめに」や前文に、夢のある書きぶりをしていただければと思います。

●大村臨時委員

提案書はどういう形式ですか。こういう形で書きなさいといった書き方はここには出てきませんよね。

●水道経営課 田代課長

提案書の書式につきましても、今後お諮りし、御意見をいただこうと考えてございます。

『議事（２）みやぎ型管理運営方式要求水準及びモニタリングに係る基本的な考え方について』

●増田委員長

議事（２）に進みたいと思います。要求水準及びモニタリングに関する話題です。事務局からお願いします。

●水道経営課 田代課長

資料６を御覧ください。年明けから審議いただく要求水準とモニタリングの現段階での基本的な考え方について説明させていただきます。

１ページ目は目次です。要求水準及びモニタリングの方針、主要な４項目として、水質、情報開示、災害時の対応、財務という項目立てとなっております。

３ページです。要求水準とは、運営権者に要求する業務の水準でございます。要求水準の基本方針ですが、水道３事業は県民等に不可欠の公共サービスですから、まずは安定的な経営を求めてまいります。特に、運営権者が遵守すべき水質の基準、これは上工下水全てですけれども、現行の県が行っている同等のものを求めることを基本とします。

４ページ目はモニタリングです。要求水準を安定的に充足、満足していることを確認するための監視でございます。モニタリングは３段階です。運営権者によるもの、県によるもの、仮称ですが、経営審査委員会によるものです。モニタリング結果を運営権者にフィードバックしまして、質の向上、安定的な事業運営を図っていただこうと考えてございます。

５ページ目は今お話したことを図示したものです。

６ページ目が３段階のモニタリングの内容になります。上からいきますと運営権者によるモニタリングは、運営権者が自ら策定した計画に基づいて、要求水準を遵守しているかについてモニタリングしていただきます。県は運営権者から提出された書類や会議で運営権者から報告を受けて財務の状況や要求水準の達成状況を確認・監視していきます。

また、県が必要と判断した場合には、現地で直接確認するとか、抜き打ちの検査を行っていくと考えてございます。運営権者、県の両者を含めて、仮称の経営審査委員会によるモニタリングを実施いたします。これは県及び運営権者双方のモニタリング結果の確認を行っていただきます。経営審査委員会は中立的な立場で客観的な評価・分析を行っていただき、我々に意見を述べていただきます。我々は経営審査委員会の意見を尊重して事業運営に当たる仕組みとしてございます。

７ページ目が、この経営審査委員会の位置付け等になります。企業局の附属機関として、県の条例に位置づけようと考えてございます。委員としましては、上工下水道事業に精通した技術、会計、法務等の専門家をイメージしてございます。役割としましては、モニタリングの他、料金、改築、残存価格相当額の内容であるとか、県と運営権者の紛争の中身に対して、意見を述べてもらおうと考えてございます。費用については、条例で設置するという事で県が負担する仕組みとしてございます。

８ページ以降が主要な項目です。

９ページは水質です。ここでは水道を書いております。県の役割は左側には書いてございますが、水道法では５１項目の水質検査を求めてございます。これは水道事業者として引き続き県が実施いたします。さらに、５１項目のうち１３項目、後ほど説明いたしますが、１３項目については法律の基準よりも厳しい基準を現在県が設定してございます。この二つのポツ（・）に対して右側、運営権者の役割としましては５１の全ての水質基準を満足するために自らさらに厳しい目標を設定していただき、この目標を満た

していることを常時監視しつつ、運転管理をしていただくこととしてございます。

戻っていただきまして、県の役割の三つ目のポツ（・）ですが、運営権者が県の基準、管理目標を遵守していることを確認いたします。さらに、抜き打ちでの検査も行っていこうと考えてございます。その下
に書いてございますが、51の項目の他に現在168項目の水質検査も実施しており、これも県が継続して
実施することにいたします。経営審査委員会は我々の役割をきちんと監視し、客観的な意見を出す役割
となります。

10ページはこの基準のイメージです。法令の基準がありまして、県は13項目について、さらに厳しい
基準を設けて、運営権者はそれを超える管理目標を設定していただくといった考え方になります。

11ページが水道の51項目のうちの厳しい基準を設定している13項目になります。こちらは過去の
経験や、受水団体からの要望によって設定している項目となります。

12から15ページは遵守を求める地点となります。赤いところで、水道であれば市町村の受水槽・受
水タンク、工業用水であれば浄水場の出口、下水処理場であれば処理場の出口といった地点で水質を求め
ていきます。

15ページ目が今説明した内容の要求水準とモニタリングの関係を図示したものです。

16ページは情報公開になります。先ほどもお話しましたが、運営権者の役割としては、まず県が指定
する事項を公表していただく事業計画、財務諸表、維持管理報告書等になります。

さらに、自主的・積極的に情報を公開していただくことを義務づけいたします。県の役割はこれらの項
目を公表、当然ホームページ等での公表をイメージしてございます。県の資料になりますので情報公開条
例に基づく開示対象になります。経営審査委員会による監視をしていただきまして、こういった内容で透
明性を確保していこうと考えているところです。

17ページは、これらを図示したものになります。

18ページが災害時の対応フローです。上からいきますと、災害が発生しましたら、県と運営権者が協
力して、それぞれの所掌する設備の被害状況を調査し、対応を協議いたします。右側ですが、災害復旧の
制度の対象とならない軽微なもの、これは現在も委託事業者で実施しておりますので、維持管理の範疇と
して運営権者に対応していただきます。例えば、水道なら取水施設の堆砂を除去するなどをイメージして
ございます。左側が、実際に大きな災害があった場合です。災害復旧制度の対象となるものとしまして
は、県が主体となって復旧復興業務を行います。

さらに、人的派遣が必要となった場合、水道であれば水道協会、下水道であれば下水道施設管理業協会、
ここには書いておりませんが、国交省の枠組みの中で応援協定などがございます。そういったものを活用
しながら復旧を行っていくという考え方をしてございます。

19ページはこれらを図示したものです。

20ページが財務となります。左側、運営権者の役割ですが、事業計画書の作成及び計画に基づく運営
となります。財務の健全性に係る指標、こちらも県が指定しますが、月次のセルフチェック、年度毎の財
務書類の作成と財務状況のチェック、さらに、会計監査人による監査を受けていただきます。県は事業計
画を当然審査し、必要な項目につきまして、月次、四半期、年次で運営権者の財務状況をチェックいたし
ます。事業計画と乖離が生じている場合には、原因の特定と改善指導等を行っていくことが役目となりま
す。全体を経営審査委員会によって監視していただくという形で財務の健全性を図っていくと考えてお
ります。

21ページがこちらを図示したものです。

22ページは事業の継続性です。まずは①事業者の選定段階で十分な審査をしていただきます。事業計

画の適正性、実績や実施体制を含めた、単なる価格競争ではない評価をしていただきます。本委員会で審査をしていただくこととなります。さらに三つ目のボツ（・）ですが、事業の継続性を担保する措置の提案を求めようと考えてございます。

②は、経営状況のモニタリングということで、県が運営権者の経営状況をモニタリングいたします。さらに経営審査委員会によるモニタリングも受け、問題がある場合には改善指導をしていくこととなります。万が一、運営権者が事業を撤退することになった場合には、業務の引き継ぎ及び引き継ぎ完了時までの事業継続を義務づけ、さらに①の事業の継続性を担保する措置の実行も監視していくと考えているところでございます。

23ページがまとめになります。ポイントとして、水質については上水、工水、下水共に現在の水質と同等の水質を求めます。特に、水道につきましては、法定項目、その他の現在県が実施しております項目につきましては、水道事業者として、県がこれまでどおり、水質検査を実施してまいります。

情報開示につきましては、公開する内容を県があらかじめ指定し、公開する仕組みを構築するとしております。

災害時の対応につきましては、これまでどおりの体制で対応できる仕組みを構築することとしてございます。

財務につきましては、必要なチェックの項目や、書類を事前に義務づけるという仕組みを考えてございます。

駆け足になり、申し訳ございません。説明は以上でございます。

『議事（2）質疑応答』

●増田委員長

それでは質疑に移ります。

●佐々木委員

先ほどの議題と一部オーバーラップしますが、要求水準の中身については、只今の御説明でわかりました。実施方針、資料5の27ページに要求水準の中で、競争的対話の実施という項目があって、公表した後に競争的対話をするということになってはいますが、既に公表してある要求水準書に調整が入ることが気になりました。

調整としては今おっしゃった要求水準の中核の考え方は変わらないと思いますが、どのようなイメージの調整を考えていらっしゃるのか、中身の変更が一部伴うものなのかどうかという御質問でした。

また、資料4の20ページでは競争的対話の内容として、①から③とありますが、資料5の27ページでは競争的対話等となっています。結局競争的対話というのは②だけが対話で、①・③はその前後の作業の中身なのか、それとも、競争的対話は①から③を一体として含まれるのか、どちらでしょうか。

●水道経営課 田代課長

実施契約書や要求水準書のそれぞれの案についての調整は、当然骨格部分の変更はあり得ないと考えてございます。ただ、対話の中で、こういったところを直していただければもっと運営がしやすいといった御意見があると聞いてございます。お互いに対話の中で、可能などの微修正をするというお話を伺ってございます。我々も直接やったことがないので、具体的話はなかなかしにくいのですが、微調整のイメージです。

①から③につきましては、競争的対話の中で一体としてやるということが通常だそうです。

●増田委員長

確認ですが、微修正されたものは他社に公表されるのでしょうか。それとも、対話した相手だけに示されるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

企業のノウハウに係る部分については、一対一の関係だそうです。

●水道経営課 大沼技術副参事

追加ですが、変更は運営が始まってから、例えば、原水の変化は20年の間にあるかもしれないと見越して順次見直していく、あとは、モニタリングしながら反映する数字もあるだろうということで、順次見直していくべきだろうという意図もあります。

●大村臨時委員

最初は変わらないんですか。

●水道経営課 田代課長

最初は変わらないです。途中で法令、基準等の変更もあるでしょうし、20年の期間の中では環境変化によって変更もあり得るだろうと考えております。

●大村臨時委員

特に水質基準は途中で変わるとなれば大変な議論になると思う。

●今西副委員長

通常、このような場合の要求基準には、現状よりも更に良い方向又は厳しい方向というのが出てくるんですけども、この内容は現状と同等のものをということなののでしょうか。それとも、現状より厳しい、例えばSDGsや炭素の排出量を抑えるなど、そういったものは出てこないのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

例えば、水道であれば先ほどお話ししたとおり、法令基準より厳しい基準を求めていきますし、下水道であれば現在でも法令基準より厳しい基準を設けておりますので、現状ではあえてこれ以上厳しいものを求めることは考えておりません。ただ、自主的に目標を設定していただきますので、我々の基準を達成するために、水道も下水道もより厳しい目標を出してくるはずですけども、更に厳しくとまでは考えてございません。

●今西副委員長

水質などではそうでしょうけれども、それ以外の部分はどうでしょうか。

●水道経営課 田代課長

あとは安定経営という視点でもって考えているところです。

●今西副委員長

先ほど佐藤臨時委員や大村臨時委員がおっしゃっていたことですが、テクノロジーの部分で提案していただくような雰囲気は作られているんですね。

●水道経営課 田代課長

新技術の提案等については、まさしく我々が望んでいるところですので、提案を期待しているところがございます。

●大村臨時委員

基準を厳しくするだけではなくて、将来的には基準を緩めるということがあるかもしれないが、今の時点で水質基準をいじるというのは適切ではないかと思います。

●増田委員長

19ページのBCPに関して、コンセッションに対応している企業は他者からの求めに応じて、県と同様に他地域の支援に入るといえることでしょうか。

●水道経営課 田代課長

18ページの下のところの他の事業体のイメージかと思いますが、あくまで県の業務の運営をイメージしております。現在もそうですが、運転管理をお願いしている企業には独自にBCPなどの体制を作っていただきますので、企業独自の人員等の応援体制が作られると思います。

●増田委員長

日本水道協会の会員でしょうか。

●水道経営課 田代課長

日本水道協会は全国の水道事業体、都道府県や市町村が加入している団体でございます。今回の台風でも支援に入らせていただいております。

●増田委員長

コンセッション事業者も要請があれば出て行くということですか。

●水道経営課 田代課長

こちらは事業体側の支援体制でございます。浄水場などの運転管理をお願いしている方々が独自に作成するBCPのイメージがこちらになります。

●増田委員長

県によるモニタリングのところ、県の職員の体制をどういう体制でやるのかは別途検討ということ

でしょうか。

●水道経営課 田代課長

県の職員の体制については、モニタリングの状況を踏まえながら、徐々に削減していきたくて考えております。内容は今後検討します。

●増田委員長

先ほどのパブリックコメントでも、技術が残らないのではないかと懸念されている方がいて、それはどういう形で県職員の採用を行い、現場に配置していくのかということかと思えます。

●水道経営課 田代課長

浄水場につきましては30年ほど委託しておりまして、処理場についてはもっとです。我々県側の技術力は重要ですので、今でも人材育成について、考えられることは実施してございます。コンセッションを導入した後、財務のモニタリングが新たに発生しますので、ここについては、新たにやっていかなければならないところです。

●大村臨時委員

県でモニタリングをするので、それができる技術者をちゃんと育てていく必要があります。

●水道経営課 田代課長

おっしゃるとおりで、現場の事務所の技術者をゼロにするということは考えておりません。官民での連携運営ですので、協力して運営していくべきだろうと思えます。

●佐藤臨時委員

要求水準とモニタリングの基本的な考え方ということなので、これからしっかりとまとめてほしいと思っております。少なくとも水道分野においては、最低限盛り込まなくてはならない着眼点は入っているという印象を受けるところです。

個人的な意見としては、例えば、6、7ページのモニタリングでの経営審査委員会のところで書かれているとおり、出来る限り条例設置という形にして、地方公共団体の中に明確な位置付けをもった委員会にしてほしいと思えます。

6ページで、三段階のモニタリングとして、①運営権者、②県、③経営審査委員会という構造で良いと思いますが、②の県によるモニタリングで、県が必要と判断した場合には現地確認や抜き打ち検査を行うとなっております。地方自治法上は確かにこのような文言ですけれども、これが機能するためには、定期的に現場を見る仕組みがないといけないので、何らかの形で定期的に現場を見るような仕組みとすることをお願いしたい。

もう一点は、技術については現場を見る必要があると思えますので、技術を評価できる人が現場を見る機会をつくるように対応してください。こうした枠組みの上で、経営審査委員会などが機能すると思えます。

あと、水質等については、今回のコンセッションに出てくるようなところについては、概ね信頼性のあるところだと思えますので、大丈夫だろうと思えます。

そのほか、18ページの災害時の対応フローについても、御説明いただいた内容で結構だと思います。ただ、気になったのが、今回の台風等の被害で、災害時にそもそも公営でやっていたところがうまく機能していたのかどうかです。これは県だけではなくて、市町村の状況も踏まえて、必要なところに応援等を更にしっかり行ってほしいと思います。特に、気候変動の影響というのは、もはや無視できない問題だと思いますので、災害時の対応の中にも、気候変動の問題等も含めて検討してもらいたいと思います。

20ページの財務に関して、仕組みとしてはこれでいいと思いますが、地方公共団体で、他の事業分野ですが、PFI事業や指定管理者制度を活用している中で破綻した事例もあって、その実態というのは、財務の監査を行っていたが後手に回っていたというものです。監査でその兆候が表れていたにもかかわらず、早急な対応できていなかったというものです。定期的な監査、審査等による地方自治法の枠組みの中で、しっかりと対応していただければと思います。

●大泉委員

21ページの真ん中の下の水色の箱のところですが、四半期ごとに財務書類を作成とあって、その下に監査報告書の受領とありますが、四半期ごとに監査を受けるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

四半期ごとに監査ということではなくて、今のところ監査は年に一度と考えております。我々が、月次ではこの項目、四半期ではこの項目と、項目を指定して行うことを考えております。というのは、水道事業の場合、収益は確定しますから、経営状況と言うよりコスト管理が中心となりますので、ポイントとなるコスト等の項目を月次、四半期で確認すると考えております。具体的な項目につきましては、現在検討中ですので年明け以降にお示ししたいと思います。

●増田委員長

19ページにBCPの作成と書かれていますが、応募する段階では、どこまでのBCPを出してもらうことになりますか。

●水道経営課 田代課長

BCPにつきましては、優先交渉権者が決まった後、事業開始までに作ってもらうことになります。

【実施方針について】

●増田委員長

議事(1)の実施方針(案)に戻ります。今後、資料5実施方針(案)の「案」をとっていく作業をしていかなければなりません。先ほどの資料4に実施方針(案)の追加・修正がまとまっていますが、もう一度、資料4及び5を確認いただいて、お気づきのことがございましたら、事務局にお伝えしていただきたいと思います。私と事務局で案をまとめた上で再度皆さんにお返しして、最終版といたしますが、いかがでしょうか。

●佐藤臨時委員

スケジュールの確認です。資料5に関しての会議は今回が最後になりますか。

●水道経営課 田代課長

会議としては最後になります。

●佐藤臨時委員

資料5に出ておりますけれども、資料4の追加事項及び修正点の概要に検討中というところが残っておりますので、どれくらいのスケジュールで事務局が最終案のとりまとめをするのか、また各委員がそれを確認することになるのか、確認をしたいと思います。

●水道経営課 田代課長

検討中の項目は、海外実績の取り扱いの部分です。そこについては、来年3月の募集要項の段階で確定させる予定です。実施方針の段階では検討中ということとしたいと考えています。

●増田委員長

できるだけ早い段階に、事務局で委員会の意見を踏まえて、実施方針案をまとめてほしいと思います。また、委員の方々も気づいた点があれば、事務局にお伝えいただきたいと思います。

●水道経営課 田代課長

資料3-1から3-3までについて、我々としましては資料5に新たに書き加えることはないと考えてございます。我々としては資料5を実施方針の成案とできるだろうと考えております。反映できるところは反映したと思っております。

●江口委員

いくつかパブコメの対応については事務局で検討いただきたいことはございますが、資料5そのものについては、委員の方々が意見を言う期間を設けつつ、最後は委員長に確認いただいて、委員長一任として進めていただければとよろしいかと思います。

●増田委員長

事務局と相談して進めて行きますが、スケジュールにつきましては早めにお示ししたいと思います。

『議事（3）その他』

●増田委員長

それでは、議事（3）について、事務局からお願いします。

●行政経営推進課 佐藤課長

時間を超過して申し訳ございませんでした。委員長と御相談の上、日程を整理しまして、皆様にお示ししたいと思います。

次回の委員会ですが、資料1にありますとおり、来年年明けに開催したいと思います。今回基本的な考え方をお示ししました要求水準書及びモニタリング基本計画につきまして御審議いただきます。今後早急に事務局から皆様にメール等で御連絡しまして、開催日程を調整させていただきます。皆様の日程を合

わせることはなかなか難しいところもございますけれども、最大限出席していただける日程で開催したいと思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

『議事（3）質疑応答』

●増田委員長

本日の議事はこれで以上となりますが、何かございますか。

●江口委員

答申の時期はいつごろでしょうか。

●行政経営推進課 佐藤課長

実施方針について、委員会から知事への答申を執り行います。今のところ11月14日で予定してございます。それまでに取りまとめ、公表できるようにすることになります。そういったデッドラインがありますので、その期間内に皆様と意見調整させていただきたいと思います。

●増田委員長

それでは議事を終了します。進行を事務局にお返しします。

【3 閉会】

●司会（行政経営推進課 籀野班長）

以上で、令和元年度第2回宮城県民間資金等活用事業検討委員会を閉会いたします。委員の皆様、長時間にわたり、御審議いただきまして、どうもありがとうございました。